

ひかり 陽っ子まつりを開催します

入場
無料

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ (232)4913



菊陽町図書館ホールで、昨年もたくさんの人にご来場いただいた「陽っ子まつり」を開催します。今年も昨年に引き続き、子育て相談コーナーや、食育・伝承遊び・ベビーマッサージなど、いろんなブースでの催しもののほか、ステージでは、交通安全教室、救命教室をはじめ、「いちごくらぶ」による歌ったり、踊ったり、ふれあい参加型のコンサートを計画しています。当日は、くまモンも登場予定です。

町内にお住まいの人はもちろん、町外の人でも大歓迎です。入場無料ですので、皆さんのお越しをお待ちしています。

■日時	9月3日(土) 午前9時45分~正午
■場所	菊陽町図書館ホール
■内容	午前9時30分 受付開始 午前9時45分 開会式 午前10時 交通安全教室(大津地区交通安全協会) 午前10時30分 救命教室(菊池広域連合南消防署) 午前11時 いちごくらぶによるコンサート 正午 閉会式

※駐車場に限りがありますので、できる限り乗り合わせでお越しください。

保育

保育所の新設に向けて
認可保育所の設置を希望する事業者を募集します

☎ 福祉課 保育所係 ☎ (232)4913

本町では、就学前児童の増加により保育所が不足しています。そこで、町内に認可保育所の設置を希望する事業者を募集します。

- 設置区域
武蔵ヶ丘中学校校区とその周辺地域
- 施設数
2カ所(定員各90人)
- 保育所の開所時期
平成25年4月1日
- 土地
応募者で用意していただきます。
- 施設整備(建物)
施設整備に要する経費は、菊陽町安心子ども基金特別対策事業補助金を交付要領に該当する場合、同補助金を交付(補助金が予算化された場合)する予定です。補助金を受けられる場合には、平成24年3月までに施設整備に着手し、平成24年度までに完了する必要があります。
- 応募資格(主なもの)
① 県内の社会福祉法人または開設までに社会福祉法人認可を受けることが見込まれる者であること。
② 社会福祉法、児童福祉法などを熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- ③ 事業者や事業者の代表者が、国税や地方税を滞納していないこと。
④ 事業者の関係者が暴力団またはその関係者でないこと。
- 申込手続
受付期間
8月10日(水)~8月31日(水)
(土日祝日は受付を行いません)
受付場所
菊陽町役場 福祉課
提出書類など
「菊陽町民間保育所設置認可事業者募集要項」で定めるもの(町ホームページからダウンロードできます)。
- その他
今回の募集で決定した事業者は、県へ児童福祉施設設置認可申請を行う際、適格者として町が推薦するものです。設置認可を約束するものではありません。

※詳細は、町ホームページに掲載している「菊陽町民間保育所設置認可事業者募集要項」をご覧ください。

子ども議会

未来を担う子どもたちが、町の疑問を探り未来を展望する
「菊陽町子ども議会」を開催します

☎ 学務課 ☎ (232)4918
☎ 議会事務局 ☎ (232)4919

未来を担う子どもたちが、菊陽町のことで疑問に思うことや考えること、菊陽町の将来に対して聞きたいことを、実際に町長などに議会議場で質問したり、提案したりすることを通じて、町政や議会の仕組みを理解してもらい、政治をより身近なものとして感じてもらうことを目的に、子ども議会を開催します。

- 期日 8月9日(火) 午前10時
- 場所 菊陽町議会議場
- 質問者 両中学校から8人程度
- 議長 武蔵ヶ丘中学校生徒会長
- 議員 13人(菊陽中学校6人、武蔵ヶ丘中学校7人)
- 答弁者 町長ほか
- その他 傍聴は人数に限りがありますので、子ども議員の保護者1人を優先します。

募集

図書館で仕事をしてみませんか
菊陽町図書館臨時司書職員を募集します

☎ 菊陽町図書館 ☎ (232)0404

菊陽町図書館で勤務する臨時職員を募集します。今回募集する臨時職員の業務は「司書業務」です。勤務開始は本年9月上旬を予定しています。

- 賃金日給
司書 6,560円
司書補 6,320円
- 応募資格
18歳以上で、司書または司書補資格を有し、パソコン操作ができる人。
※応募する人は、履歴書(写真付)と自己PR書を自書し、司書または司書補の資格証明書(写し)とあわせて菊陽町図書館まで持参してください(郵送等不可)。
- 応募期限 8月15日(月)午後5時

お願い

道路上に張り出している
樹木は伐採してください

☎ 建設課 管理係(町道) ☎ (232)2115
☎ 菊池地域振興局土木部維持管理課(県道) ☎ 0968(25)2167

樹木の枝が車道や歩道へ張り出している場所が多々見受けられます。そのため、通行に支障があるとの苦情が寄せられています。これらに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合は、樹木所有者に損害賠償などの責任を問われることもあります(民法第717条・土地の工作物の占有者及び所有者の責任)。

木の道路への倒木、竹林などの繁茂による道路への飛び出しが見られる土地所有者は、個人の管理・責任のもと、枝払いや伐採などの処置を取るようにお願いします。



農業委員

新農業委員・会長が決まりました
新しい農業委員を紹介いたします

☎ 農業委員会 ☎ (232)4924

■新任農業委員の紹介
議会推薦の選任農業委員として、川俣鐵也議員と吉本孝寿議員に町長から委嘱状が交付されました。今後ともよろしくお願ひします。

■農業委員会新会長の紹介
6月24日の定例農業委員会で、新会長に那須真理子委員(鉄砲小路)が満場一致で互選されました。



▲川俣 鐵也委員



▲吉本 孝寿委員



▲那須 真理子会長